

企業年金に関する公開質問状についての回答

回答日：2013年7月1日

党名：社民党

担当：政策審議会

質問1、「厚生年金保険法等の一部改正」案について

厚生年金基金562のうち210基金（約4割）が代行割れ、予備金が5割、健全な運営をしているのは一割にすぎません。このような状態になるまで、厚生年金基金制度を放置してきた国の責任が、第一に問われるべきであると考えます。

今後、代行割れをおこしている基金の解散が促進されることによって、上乗せ給付の支給が減額されたり、停止される基金も出てきますが、それぞれの基金、企業は加入者や受給者に説明責任を果たし、受給権を守る努力を最大限すべきです。

質問2、企業年金の受給権について

受給権は最大限、守られるべきですが、これまで代行割れで解散した基金において、上乗せ給付の支給が減額されています。最高裁の判決でも認められています。代行割れ問題を放置することは、公的年金である厚生年金の財政リスクを高めるのみならず、基金に加入する中小企業の経営に影響を与えかねません。基金の状況はそれぞれ異なり、一律的に上乗せ給付部分を保障することは難しいと考えます。

質問3、企業年金の減額要件緩和について

(1)

企業側の一方的な都合で減額することは許されません。黒字企業について適用することは適切であると考えます。

(2)

受給者の減額について、3分の2以上の同意を得ることで強制的に減額できる仕組みは問題があると考えます。

質問4、企業年金の持続可能性を高めるための施策について

(1)

昨年、厚労省が発表した「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」は、企業年金に対する企業の責任、負担を軽減するものです。また、加入者や受給者のリスクが高まることになりかねず、問題があると考えます。

(2)

問題があると考えます。

質問5、支払保障制度の法制化について

支払い保障制度の法制化について引き続き検討が必要だと考えます。

(以上)